

## 5-6 世田谷区住宅条例

### 住宅施策の基本的な考え方／住宅や住環境の水準

世田谷区では、区民の健康で文化的な住生活の維持及び向上を目的として、世田谷区住宅条例を制定しました。(平成2年4月1日施行)

世田谷区では、これまで、良好な住宅の供給や住環境の維持のため、高齢者の住宅対策や街づくりと結び付いた住宅施策などに取り組んでまいりました。

例えば、お年寄りが安心して住み続けられるよう借り上げ住宅を供給したり、木造住宅

密集地区における街づくりを進める中で、住まいづくりや住環境の維持向上等のために援助を行っております。

住宅条例は、このような施策をさらに推進するとともに、区内各地域の特性を活かした住宅行政を積極的に展開していくため、区の住宅施策の基本的な考え方や方向性を明確にしたものです。

住宅条例では、住宅施策について以下のような基本的事項を定めています。

- 住宅整備方針の策定
- 住宅・住環境の水準確保
- 良質な住宅の供給促進
- 創意ある住まいづくりの支援
- 大規模開発への要請等

住宅条例第13条では、「最低住戸専用面積の確保」について、1戸あたり25㎡以上としていただくことを面積水準として定めています。



担  
当

都市整備部 住宅課 住宅担当 Tel 03-5432-2499 Fax 03-5432-3040